

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. 令和2年度保険料改定について ～令和2年10月分から基本保険料を減額します～

令和2年10月分からの保険料が下記のとおりとなります。〔第125回組合会(9月6日開催)議決〕

被保険者 区分	(基本保険料)		(国に納める納付金)		月額合計
	基礎賦課額	改定後	後期高齢者支 援金等賦課額	介護納付金賦課額 〔介護保険 第2号被保険者(※1)〕	
組合員	改定前 32,000円→	31,000円	4,500円	－円 (非該当)	35,500円
				5,000円 (該当)	40,500円
家族	8,000円→	(※2) 6,000円	4,500円	－円 (非該当)	10,500円
				5,000円 (該当)	15,500円
准組合員	8,500円→	6,500円	4,500円	－円 (非該当)	11,000円
				5,000円 (該当)	16,000円

後期高齢者組合員会費(月額)	2,000円
----------------	--------

※1 介護保険第2号被保険者＝40歳以上65歳未満の方

※2 准組合員(従業員)家族の減免は廃止し組合員家族と同額となりました。従って保険料の減免措置を受けるための「保険料減免申請書」の提出は不要です。

### 2. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和2年10月1日から令和3年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

### 3. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金の支給することと致しました。(組規約第16条の2)

本傷病手当金の支給を受けるためには以下の要件で申請が必要となります。申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合のホームページにも掲載しております。

詳細は、島根県医師会報令和2年9月号をご参照ください。

～ 保険加入、保険給付、各種健診助成制度等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel: 0852-26-3100 URL: <https://shimane-ikokuho.or.jp>